



令和5年1月13日

タクシー運賃の改定申請（要請）について （徳島県市部地区・徳島県郡部地区）

令和5年1月12日、徳島県徳島市及び吉野川市でタクシー事業を営する各事業者から、下記の内容によるタクシー運賃の改定を求める要請書（現在の公定幅運賃の上限を上回る運賃変更要請書）並びに改定申請書（現在の自動認可運賃の上限運賃を上回る運賃変更認可申請書）が徳島運輸支局に提出されましたのでお知らせします。

今後は、同日から3ヶ月間を申請（要請）受付期間として徳島県市部地区及び徳島県郡部地区の他事業者の申請（要請）を受け付け、各地区の申請（要請）事業者の車両数の合計が各地区の法人事業者全体の車両数の7割を超えた場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

記

【徳島県市部地区】

1. 要請者 宝タクシー株式会社（代表取締役 森本通仁）
徳島県徳島市寺島本町西2丁目6
2. 要請概要 初乗り運賃及び加算運賃
（要請）普通車 1. 5kmまで680円、297mごとに80円
※現行の車種区分「小型車」「中型車」を統合して「普通車」区分とする
（現行）中型車 1. 5kmまで580円、313mごとに80円
小型車 1. 5kmまで570円、352mごとに80円
3. 運賃適用地域 徳島県市部地区（徳島県徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、板野郡、阿波市（旧板野郡土成町及び吉野町）、名東郡、名西郡、吉野川市（旧麻植郡鴨島町及び川島町）、勝浦郡並びに那賀郡）
4. 事業者数 58者（令和5年1月12日現在）
5. 一般車両数 781両（令和5年1月12日現在）

【徳島県郡部地区】

1. 申請者 山瀬観光有限会社（代表取締役 藤田良）
徳島県吉野川市山川町前川167-2
2. 申請概要 初乗り運賃及び加算運賃

(申請) 普通車 1. 5 kmまで670円、257mごとに80円
※現行の車種区分「小型車」「中型車」を統合して「普通車」区分とする

(現行) 中型車 1. 5 kmまで580円、286mごとに80円

小型車 1. 5 kmまで570円、303mごとに80円

3. 運賃適用地域 徳島県郡部地区 (徳島県阿波市 (旧阿波郡阿波町及び市場町)、吉野川市 (旧麻植郡山川町及び美郷村)、美馬市、三好市、美馬郡、三好郡並びに海部郡)
4. 事業者数 32者 (令和5年1月12日現在)
5. 一般車両数 140両 (令和5年1月12日現在)

(問い合わせ先)

四国運輸局 自動車交通部 旅客課

担当者: 村上、山本、櫻又

電話: 087-802-6771

1 今後の予定（両地区共通）

令和 5年 1月12日 要請書・申請書提出

↓（最初の申請（要請）から3ヶ月間・・・申請（要請）受付期間）

令和 5年 4月11日 受付期間終了

↓（運賃改定審査※・・・標準処理期間5～6ヶ月）

新運賃の公表

↓（公表は実施日の30日前まで）

新運賃の実施

※ 申請（要請）受付期間において、各地区における申請（要請）書提出事業者の合計車両数が、各地区の法人事業者全体の車両数の7割に達しなかった場合、運賃改定手続きは見送ります。

また、上記を満たした場合においても、申請（要請）書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の実績年度及びその翌年度の加重平均収支率が、いずれも100%を超える場合、運賃改定手続きは見送ります。

2 運賃改定状況

【徳島県市部地区】

認可日	実施日	改定率	
令和 元年 8月30日	令和 元年10月 1日	1.85%	消費税転嫁8%→10%
平成26年 2月28日	平成26年 4月 1日	2.86%	消費税転嫁5%→8%
平成 9年 3月14日	平成 9年 4月 1日	1.93%	消費税転嫁3%→5%
平成 7年12月20日	平成 7年12月28日	7.80%	

【徳島県郡部地区】

認可日	実施日	改定率	
令和 元年 8月30日	令和 元年10月 1日	1.85%	消費税転嫁8%→10%
平成26年 2月28日	平成26年 4月 1日	2.86%	消費税転嫁5%→8%
平成 9年 3月14日	平成 9年 4月 1日	1.92%	消費税転嫁3%→5%
平成 7年12月20日	平成 7年12月28日	7.70%	